



『季節農業用自動車保障特約』のご紹介

農耕作業用小型特殊自動車は自賠責共済(保険)に加入することができません。
自動車事故の場合など、高額の損害賠償責任を負うことになる恐れがあります。

『季節農業用自動車保障特約』で農業用自動車による事故を保障できます。

JAの自動車共済(自家用車やトラクターなどの主契約)に、特約を付加することで、
所有・借用している農業用自動車のうち、特定の時期に稼働する田植機・コンバイン
農業用薬剤散布車等にかかる賠償責任と自損事故(傷害)をまとめて保障します。

《メリット》

- ① 簡単な手続きで田植機・コンバイン・農業用薬剤散布車など所有する台数に関係なく一括保障しますので、1台ごとに手続きする必要はありません。
また、所有・借用の台数に関係なく同額で、お手頃な共済掛金にて保障します。
保障内容は主契約の対人保障・対物保障・自損事故特則が適用されます。
- ② 本契約から共済金をお支払する場合は割増・割引等級ダウンは発生しません。
- ③ 特約を付加する自動車共済(主契約)は農作業以外に使用する車でもOKです。
但し、年払いの契約に限り、月払いの契約には付加できません。

○以下のようなケースが共済金支払いの対象となります。

- ・対象となる農業用自動車による事故により他人を死傷させてしまった場合。
- ・農業用自動車による事故により自動車や建物に損害を与えてしまった場合。
- ・自損事故により農業用自動車の運転者または保有者が死傷した場合。

○契約内容、掛金など詳細は共済担当までご相談ください。

